#### 第2次環境基本計画(案)説明用資料

#### 計画策定の背景

世界では、近年頻発する豪雨など気候変動の影響、 プラスチックごみによる海洋汚染、生態系の変化や 生物多様性の損失など、今日の環境問題が世界的に も地域的にも悪化しており、私たちの生活にも悪影 響を及ぼしつつあります。

こうした地球規模の環境危機を乗り越えるため、2015(平成27)年には、「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は 2020(令和2)年から本格運用の段階に入り、国際社会では、2050 年までのゼロカーボン社会の構築に向け、温室効果ガス削減の動きが大きく加速しています。

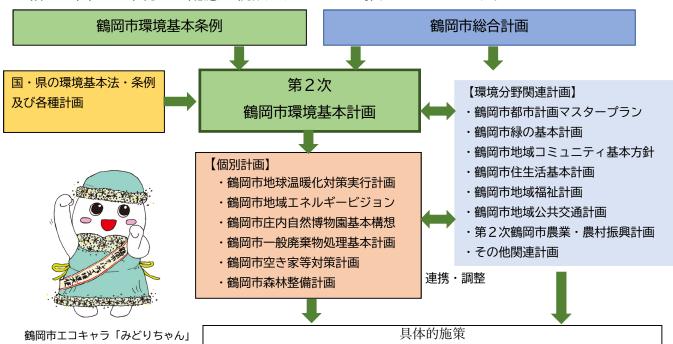
本市では、「鶴岡市環境基本計画(第1次)」が計画の終期を迎えることから、本市における環境に関する状況や社会情勢等の変化等による新たな課題に的確に対応するため、今後の環境施策を計画的に実施するため、「第2次鶴岡市環境基本計画」を策定しました。



鶴岡市は、2021(R3)年4月にゼロカー ボンシティを宣言しました。

### 計画の性格と位置づけ

本計画は、「鶴岡市環境基本条例」基づき策定する、本市における環境の保全・活用・継承に関し最も基本となる計画です。各分野の施策や事業は、本計画との整合を相互に図り、環境への配慮の視点を入れながら推進していきます。



#### めざす環境像

# ひと自然いのち輝く 未来へつなぐまちつるおか

~みんなで実現するゼロ・カーボンシティ~

計画のテーマ: ゼロカーボンシティへの挑戦

市民・事業者・行政が協力・連携しながら「みんな」でゼロカーボンを実現し、 環境を守り続け共存していくことにより、ひと・自然、全ての「いのち」が輝 き続けていくことを基本的な理念として、本市のめざす環境像としました。

## 6つ施策の柱と計画の期間

「めざす環境像」の実現に向けて、本計画では、次の6つの施策の柱のもと、取組みを進めていきます。持続可能な社会を創り、けん引していく「人づくり」が全ての基盤であるとの考えに基づき、施策の柱1「 持続可能な社会をけん引する人づくりと市民、事業者総ぐるみによる運動の展開 」を、全体に共通する施策として位置付けます。また、計画の期間を2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とします。

		持続可能な社会をけん引する人づくりと市民、事業者総ぐるみによる運動の展開
	施策の柱1	市民一人ひとり、事業者各々が環境問題を「自分のこと」として捉えられるよう、意 識改革・行動変容を促す総ぐるみの運動を展開します。
		気候変動対策による環境と成長の好循環(グリーン成長)の実現
	施策の柱2	温室効果ガスの排出削減対策と森林整備による吸収源対策の総合的な気候変動対策に 取り組み、グリーン成長の実現を目指します。
		再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化
	施策の柱3	自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のもと、再生可能エネルギーの活用による産業振興と地域課題の解決を図ります。
	施策の柱4	3 Rの推進による循環型社会の構築
		市民、事業者、行政等の協働による3Rを推進し、市内におけるごみの発生量の最小 化と資源循環を進めます。
	施策の柱5	生物多様性の保全と活用による自然共生社会の構築
		生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受するとともに、県内で唯一ラムサール条約登録湿地となっているなど、本市ならではの環境資産を活用した取組みにより地域の活性化を図ります。
	施策の柱6	良好な大気・水・生活環境の確保と次世代への継承
		市民が健康な生活を送ることができるよう、大気、水、生活環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継ぎます。

# 6つ施策の柱と施策の展開方向

# 「めざす環境像」の実現に向けて、本計画では、次の6つの施策の柱のもと、施策の展開方向を定めます。

6つの施策の柱	施策の展開方向	主な展開方向の内容
1 持続可能な社会をけん引する人づくりと市民・事業者総 ぐるみによる運動の展開	(1) 環境問題を「自分のこと」と捉えるための意識改革・行動 変容の促進、市民、事業者総ぐるみによる運動の展開 (2) 担い手の発掘・育成と活躍できる環境づくり	○ 学校、家庭、地域、職場等様々な場と機会を捉え、 ライフステージを踏まえた環境教育・環境学習を推進 ○ 地域における環境の指導者・けん引者を育成するた め、必要な知識や技術を習得するための研修の創設や
市民一人ひとり、事業者各々が環境問題を「自分のこと」として捉えられるよう、意識改革・行動変容を促す総ぐるみの運動を展開します。	<ul><li>(3) 学習機会の充実</li><li>(4) パートナーシップの充実・強化</li></ul>	活動に必要な情報提供を実施  ○ 市民の理解と関心を高める森林環境学習活動を推進  ○ 事業者等を対象とした環境価値の意識を醸成する取組みを推進
2 気候変動対策による環境と成長の好循環(グリーン成長)	(1) 気候変動対策の緩和策の推進	<ul><li>○ 市民参加型の取組み等により、市民の自発的な省工 ネ行動を促進。</li></ul>
の実現 温室効果ガスの排出削減対策と森林整備による吸収源対策の総合的な	(2) 気候変動の影響への適応策の推進	<ul> <li>         ○ 新型コロナウイルス感染症対策とエネルギー消費量 低減の両立とともに、新しい生活様式やデジタル社会 に対応した環境配慮型の事業運営の普及</li> <li>○ 自動車からの温室効果ガス排出抑制に向けた取組</li> </ul>
気候変動対策に取り組み、グリーン成長の実現を目指します。	(3) 成長戦略としての環境の取組みの推進	○ ゼロカーボン社会の構築に向け、市民・事業者等総 ぐるみによる運動の展開
	(1) 再生可能エネルギーの導入促進	○ 自然環境や景観、地域の歴史・文化等と調和を図り、 事業者と市民の相互理解のもと、太陽光発電施設や風 力発電施設などの導入を推進
3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化	(2) 再生可能エネルギーの地産地消 (2) 地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入拡大・	○ 太陽光発電や木質バイオマス発電の状況を把握する とともに、新たな自家消費の可能性について、調査・ 検討
自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のも と、再生可能エネルギーの活用による産業振興と地域課題の解決を図り	(3) 利用促進 (4) 地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決	○ 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、再生可能 エネルギーの導入拡大・利用促進 ○ 再生可能エネルギーを活用した地域課題解決に向け
<b>ます。</b>	(5) 災害対応力(レジリエンス)の強化	たモデル事業を研究・検討  防災拠点施設となる小中学校などの公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を継続
	(6) 自然環境や歴史・文化等との調和を図った再生可能エネル ギー導入促進	○ 再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガ イドラインによる導入実施
	(1) ごみの減量の推進	<ul><li>○「ごみになるものを買わない、増やさない」ライフス タイルへの転換を促進</li></ul>
	(2) リサイクルの推進による資源の循環	<ul><li>○ 市公式LINEごみ分別情報を提供するなど、分別 促進のための情報発信を強化</li><li>○ 民間のごみ処理施設などにおける資源化の取組を推</li></ul>
4 3 Rの推進による循環型社会の構築	(3) 食品ロスの削減	進 ○ 宴会等における料理の食べ切りを促進する「301 運動」の取組みなど、家庭・事業所への啓発 ○ ストローやスプーンなどの使い捨てプラスチック削減に向け、家庭・事業所への啓発 ○ 地域社会全体でポイ捨て・不法投棄を防止し、地域
市民、事業者、行政等の協働による3Rを推進し、市内におけるごみ の発生量の最小化と資源循環を進めます。	(4) プラスチック資源循環の推進	
	(5) ごみの適正な処理による環境負荷の軽減	の環境を守る意識の醸成を図る ○ 陸域部も含め、クリーン作戦や河川・海岸清掃など への支援を継続するとともに、海ごみの発生要因とな
	(6) 海ごみの発生抑制の促進	っているごみステーションのごみの散乱防止や使い捨 てプラスチックの削減などに努めます。
5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築	(1) 生物多様性の保全	○ 自然とのふれあい体験活動、森林や生き物の保全活動への参加等を促し、市民の生物多様性に対する理解を促進
生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受するとともに、県内で唯一ラムサール条約登録湿地となっているなど、本市ならではの環境資産を活	(2) 自然環境との共生	○ 外来種問題の普及啓発に努めるとともに、特に生態 系に影響の大きい外来種について、現状を把握のうえ、 初期防除等に取り組む
用した取組みにより地域の活性化を図ります。	(3) 環境資産の活用・継承	○ 森林資源の保護と森林の持つ公益的機能の周知を図るとともに、森林公園など、人と森林のふれあいの場の整備・活用を推進
	(1) 大気環境の保全	○ オゾン層の保護のため、冷蔵庫やエアコンなどのフロンや代替フロン教を使用する機器の適正排出につい
	(2) 水環境・水資源の保全・活用	て、家電リサイクル法による適正処理の普及啓発 ○ 地域で育まれてきた湧水などの水資源を次世代に 引き継ぐとともに、地域づくり等への活用を推進 ○ 事業所における有害物質の漏洩防止と汚染された土
6 良好な大気・水・生活環境の確保と次世代への継承	(3) 土壌環境・地盤環境の保全	□ 争未所にのける句音が良い過次的止こ方来された工 壌の浄化指導により、土壌汚染の未然防止及び汚染の 拡散防止     □ 浸水被害時を想定し、PRTRデータや洪水・津波
の 民対が大人 ボーバ・エバル 現代の 加速体 ご バロー (アイの Med 市民が健康な生活を送ることができるよう、大気、水、生活環境を保 全し、良好な状態で次世代に引き継ぎます。	(4) 化学物質漏洩や災害時の環境リスクの低減	○ 水がは音呼を思たし、下下下下、アマボボ・産成 ハザードマップを活用して化学物質の漏洩防止を図る ○ 地域社会全体でポイ捨て・不法投棄を防止し、地域 の環境を守る意識の醸成を図る
上して 文文 かかぶ くかに いにいこう 魔に ひょう	(5) 公害被害等の防止と解決	○ 有害鳥獣による人や農作物への被害防止策に向け、 猟友会や農業関係者、行政で組織する鶴岡市鳥獣被害 防止対策協議会において対策を推進
	(6) 有害鳥獣による被害への対応	○ 危険空き家等不良空き家については、所有者等に 適正管理を求めるとともに、倒壊など周りへの危険 が切迫している物件については、危険空き家解体補
	(7) 不良空き家の減少と適正管理	助金の活用などにより、早期解体を促す

## 施策の柱1 持続可能な社会をけん引する人づくりと 市民・事業者総ぐるみによる運動の展開



市民一人ひとり、事業者各々が環境問題を「自分のこと」として捉えられるよう、意識改革・行動変容を促す総ぐるみの運動を展開します。

# 目指す将来の姿

- ゼロカーボンへのチャレンジは、必然であるとともに、「負担」ではなく「質の高い暮らしにつながるもの」であるという意識を持ち、前向きに取り組んでいる。
- 全ての世代の市民一人ひとり、事業者各々が環境問題を「自分のこと」として捉えるととも に、自ら「気づき」、「考え」、「判断」し、環境に配慮した「行動」を、実践している。
- 次代をけん引する若者たちが環境に関心を持ち、保全等に向けた率先行動を起こし、周囲の 人々の行動にもポジティブな影響を与えている。
- 豊かな地域の自然環境資源に接し体験することで、環境保全意識が高まり、郷土愛が育まれている。

#### 主な取組

	主体	主な取組
		・節電。節水など暮らしの脱炭素化を進めます。
		・省エネ住宅への転換を検討します。
	市民	・エコカー、再エネ設備、省エネ家電の導入を検討します。
		・宅配の再配達防止に努めます。
		・環境フェアなど環境学習の場に出来る限り参加します。
		・グリーンカーテンなど緑化に努めます。
		・環境マネジメントシステムの導入に努めます。また、それに基づく従業員・職員に対する環境教育の実施に努めます。
	事業者	・高効率省・再エネ設備、エコカーの導入、テレワークの活用など環境負荷低減につながる取組みに努めます。
		・環境保全活動への積極的な参加及び従業員が活動に参加しやすい社内体制をつくります。
		・SDGs、SBT・RE100・ESG投資等への関心を高め、経営に取り入れるよう努めます。
		・地域資源を活用した環境・学習活動の場の提供を行います。
	市	・地域の環境教育・学習活動を担う次世代の人材の発掘・育成を行います。
		・地域の環境に関する情報の収集・発信を行います。
		・地域の環境保全に関する啓発を行います。

指標	現 状	目標
環境学習への参加者数(環境フェア+体験型環境教室+リサイクル教室等)(年間)	3,505人(R1)	5,000人 (R13)
環境保全活動への参加者数 (一斉清掃+クリーン作戦+河川清掃)(年間)	25,102人(R3)	26,000人 (R13)
「つるおかSDGS推進パートナー」登録企業・団体数※	53企業・団体 (R3)	185企業・団体 (R5)

<sup>※</sup> 現状値は令和3年度。目標値は「地方再生計画」で定めている令和5年度までの目標値。 令和13年度までの目標値は中間見直し等の時点で設定します。

# 施策の柱2気候変動対策による環境と成長の好循環 (グリーン成長)の実現



温室効果ガスの排出削減対策と森林整備による吸収源対策の総合的な気候変動対策に取り組み、グリーン成長の実現を目指します。

# 目指す将来の姿

- 高い生産性と自立・循環的な経済を有し、地方圏における人口10万人規模の輝ける・活力のある拠点都市が実現している。
- 森、里、川、海の自然の恵みの宝庫となっており、これらの恵みを環境に配慮された持続可能な形でエネルギー・食文化・観光資源等として活用し、まち全体が活性化している。
- 市民の行動変容や事業者のSDGs経営が浸透し、環境保全と経済成長が両立した持続可能な社会が実現している。
- 市民が気候変動への危機意識を持ちながら、その影響に適応し、安全・安心に暮らしている。

#### 主な取組

主体	主な取組				
	・ エコ商品・リサイクル製品の購入、地産地消、電力の選択などの「エシカル消費」に努めます。				
	・ ZEHなどの高い断熱性能や再工ネ設備を備えた住まいづくりに努めます。				
市民	・ 省エネ性能に優れた家電製品を選び、冷暖房時は適切な温度設定を行うことなどに努めます。				
्रच पा	・ 3Rを徹底し、使い捨てのプラスチック容器等の使用抑制などにより、ごみの発生量を最小化するよう努めます。				
	・ 次世代自動車への買替え、徒歩や自転車の利用によるマイカー使用の抑制、エコドライブの実践等に努めます。				
	・ 日頃から生活の中での気候変動影響を意識し、災害時の避難経路の確認など、個人ができる適応策に努めます。				
	・ 事業活動が環境や地域に及ぼす影響を考慮し、環境保全につながる事業運営に努めます。				
	・ ゼロカーボンは成長につながるとの意識を持ち、経営戦略としてSDGsや環境配慮の取組みを行います。				
事業者	・ 高効率設備や再工ネ設備等の導入、事業所・工場等建物の木造化や、ZEB化等によりCO2排出量を削減します。				
	・ 効率的な貨物の輸配送、次世代自動車の導入、エコドライブの実践等を進め、環境への負荷を最小化します。				
	・ 気候変動が事業活動に与える影響やリスクを把握し、適応した経営戦略やマネジメントシステムの導入に努めます。				
	・ 地域内における省エネ対策、再生可能エネルギーの導入及びCO2吸収源対策に積極的に取り組みます。				
市	・ 住民、事業者に対し、ゼロカーボン社会構築等に関する普及啓発や情報提供を行い、理解と意識向上を図ります。				
	・ 公共施設の省エネ化等自らの温室効果ガス排出削減に率先して取り組み、地域の事業者、住民への波及を図ります。				
	・ 公共施設の新設・大規模改修の際は、木造化や木質化に取り組み、地域の事業者、住民への波及を図ります。				

指標	現 状	目標
温室効果ガス排出量削減率 2013(H25)年度比	△15% (R2)	△50% (R13)
環境マネジメントシステム※に基づく取組みを行っている事業所数	9事業所 (R3)	10事業所 (R13)
民有林における間伐面積(年間)	102.68ha (R3)	400.00ha (R13)

### 施策の柱3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化



自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のもと、再生可能 エネルギーの活用による産業振興と地域課題の解決を図ります。

# 目指す将来 の姿

- 自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のもと、太陽光や風力、中小水力などの再生可能エネルギー発電施設の導入が促進され、大規模な発電や災害時の電熱源確保が図られている。
- 地域で生産された再生可能エネルギーが地域内で効率的に消費(省エネ)され、エネルギー の地産地消が実現している。
- 再生可能エネルギー導入に係る施設整備やメンテナンスなど、地域の様々な事業主体が再生可能エネルギー事業に携わることにより、地域の雇用・利益・環境価値が創出され、地域が活性化している。

#### 主な取組

主体	主な取組		
	・「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、再生可能エネルギーの必要性の理解を深めます。		
市民	・自宅に太陽光発電設備などの再エネ設備等を導入し、環境に配慮した暮らしの実践や災害等による停電の備えに努めます。		
	・再生可能エネルギー発電施設の計画がある時は、地域住民の総意として意見集約に努めます。		
	・自然環境や景観等と調和し、地域住民や関係者と協調した、地域への利益還元につながる再エネの導入に努めます。		
事業者	・事業計画の早い段階から、住民や関係者に丁寧に説明し、理解を得ます。		
争未白	・環境アセスメントを行う場合には、住民に制度を説明する機会を設け、住民に正しく理解してもらうよう努めます。		
	・再エネ設備等(太陽光発電設備など)を導入し、環境に配慮した暮らしの実践や災害等による停電の備えに努めます。		
+	・再生可能エネルギーに関する普及・啓発を図り、住宅等への設備導入を促進するとともに支援制度を拡充します。		
市	・住民や自治会、NPOなどと連携し、地域の特性に応じ有効活用できる地域共生型の再工ネの導入を推進します。		

指標	現状	目標
再工ネ補助件数(累計)	403件 (R3)	850件 (R13)
再生可能エネルギーの年間発電量	2,961TJ (R3)	3,100TJ (R13)

## 施策の柱4 3 Rの推進による循環型社会の構築



市民、事業者、行政等の協働による3Rを推進し、市内におけるごみの発生量の 最小化と資源循環を進めます。

## 目指す将来 の姿

- 3 Rが推進され、ごみの発生量の最小化が図られている。■ ごみが適正に処理されるとともに、ごみの散乱・ポイ捨て・不法投棄が撲滅されている。

### 主な取組

主体	主な取組			
	・「ごみになるものを買わない、増やさない」ライフスタイルに転換します。			
	・ ごみを排出する時は、市のごみ分別区分に従って適切に分別します。			
市民	・ 集団回収やスーパー等の店頭回収を利用し、資源ごみのリサイクルに取り組みます。			
	・ リサイクル製品や再生利用が容易な製品など、環境に配慮した製品を購入するよう努めます。			
	・ 食品ロスや使い捨てプラスチックの削減に取り組みます。			
	・ 不法投棄のない地域づくりに協力するとともに、河川・海岸等の清掃活動へ出来る限り参加します。			
	・ごみの発生量の少ない事業活動に努めます。			
事業者	・ 事業活動から発生したごみは、法令を遵守して適正処理するとともに、可能な限り3Rを推進します。			
于木日	・リサイクル製品等のグリーン購入や商品・製品等の長期使用に努めます。			
	・ 廃プラスチック類については分別を徹底しリサイクルを推進します。			
	・ごみの発生量の最小化に向けて、排出抑制や再生利用等を推進し、市民のライフスタイル変革を促進します。			
	・集団資源回収運動への支援を継続するとともに、拠点回収の拡充を進めます。			
	・ プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、指定ごみ袋へのバイオマスプラスチックの導入等に適切に対応します。			
市	・ごみの適正な処理・処分やごみ発電を継続します。			
	・感染症まん延時などの非常時に備えたごみ処理体制を構築します。			
	・ ポイ捨て・不法投棄の未然防止を推進します。			
	・ 陸域部から河川を通して流出する海ごみの発生抑制に向けた啓発を行うとともに、地域におけるクリーン作戦等を支援します。			

指 据 ···································	現 状	目 標
1人1日当たりの家庭系ごみの年間排出量(資源ごみを除く)	601 g (R3)	540 g (R13)
ごみ焼却施設でのプラスチック等の年間焼却量	3,771t (R3)	3,000t (R13)

### 施策の柱5 生物多様性の保全と活用による自然共生社会の構築



生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受するとともに、県内で唯一ラムサール条 約登録湿地となっているなど、本市ならではの環境資産を活用した取組みにより地 域の活性化を図ります。

# 目指す将来 の姿

- 生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体が保全活動に参画している。
- 生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受し、持続的に活用している。
- 本市ならではの自然環境や景観などの環境資産を活かした取組みにより、地域が活性化している。

#### 主な取組

主体	主な取組		
市民	<ul> <li>・ 希少な野生動植物などの捕獲や採取等を行いません。また、その生息・生育環境の保全活動に出来る限り参加します。</li> <li>・ 地域固有の特性を有する生物種の交雑や喪失を防止するため、他地域から動植物を持ち込みません。</li> <li>・ 地域本来の自然環境に悪影響を与えるブラックバスやアライグマ等の侵略的な外来生物を野外に放出しません。</li> <li>・ 本市ならではの自然環境、河川等の美化活動、景観を活かした地域づくりや保全活動へ出来る限り参加します。</li> </ul>		
生態系に配慮しながら、事業所敷地内等の緑化や植栽を推進します。     ・ 地域の緑化運動や河川等の清掃美化活動への参加に協力します。     ・ 絶滅が危惧される野生動植物などの生息・生育環境を適正に保全し、生態系を壊さないよう環境配慮に努めます。     ・ 本市の自然、歴史・文化等と調和した景観の形成に努めます。			
市	<ul><li>・市民の保全活動の機会提供や自然環境保全の取組みへの支援を行う。</li><li>・市民の自然環境を活かした地域づくりなどへの支援を行うとともに、環境に配慮したまちづくりに取り組みます。</li><li>・森林環境譲与税を活用した森林整備等による更なる森林・林業施策を展開します。</li><li>・本市ならではの自然環境や景観を保全し、環境資産の効果的な利用を図ります。</li></ul>		

指標	現 状	目標
自然学習交流館「ほとりあ」の来場者数(年間)	24,935人(H30)	25,000 (R13)
国・県指定天然記念物	19件 (R3)	現状維持 (R13)
市指定天然記念物	26件 (R3)	現状維持 (R13)

# 施策の柱6 良好な大気・水・生活環境の確保と次世代への継承



市民が健康な生活を送ることができるよう、大気、水、生活環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継ぎます。

# 目指す将来 の姿

- 澄み渡る青空、赤川をはじめとした河川の清流、日本海など良好な環境が受け継がれ、里山、河川敷きや海岸などがレジャーなど市民に親しまれる空間となっている。
- 本市の豊かな森林の水源を涵養する機能が維持され、清らかで豊富な水資源が生活環境や経済活動に潤いを与えている。

### 主な取組

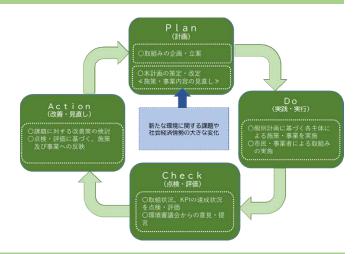
主体	主な取組
市民	<ul> <li>・ 公共交通機関の利用による自動車使用の抑制などにより自動車排出ガスによる大気環境への負荷を減らすよう努めます。</li> <li>・ 生活排水が未処理の世帯では下水道等への接続などにより河川等への汚濁負荷を減らします。</li> <li>・ 日常生活において、騒音、振動、悪臭等を発生させません。</li> <li>・ 家庭で農薬や化学肥料等の化学物質を使用するときは、適正に使用します。</li> <li>・ 地下水の過剰揚水は行いません。</li> <li>・ 日常生活における節水や雨水等の利用により水使用量を削減します。</li> <li>・ カラスが営巣している場合には、近寄らないなどの人との棲み分けを行います。</li> <li>・ 空き家の適正管理と、使用しない空き家については、譲渡など有効活用について検討します。</li> </ul>
事業者	<ul> <li>・ 大気汚染、水質汚濁や騒音、振動、悪臭の規制基準の遵守はもとより、より一層の低減に努めます。</li> <li>・ 節水の励行、雨水や中水等の利用施設の設置等による適切な水利用に努めます。</li> <li>・ 化学物質の使用に当たっては、適正に管理し、事業活動における環境中への排出を抑制します。</li> <li>・ 廃液等を適正に管理し、万一流出事故が発生した場合には迅速な回収や流出防止の措置をします。</li> <li>・ フロン類を使用した業務用機器の定期点検を実施し、フロン類の漏洩を防止します。</li> </ul>
市	<ul> <li>住民に対する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の生活環境の保全に係る啓発を行い、地域の環境保全に努めます。</li> <li>住民等の公害苦情を迅速・適切に処理します。</li> <li>有害鳥獣の駆除や追い払いとともに、カラスについては、市民に棲み分けなど共生の考えについても周知します。</li> <li>住民に対して、空き家の有効活用と適正管理を促します。</li> <li>所有者のいない空き家については、応急措置などの対策を行います。</li> </ul>

指標	現状	目標
水・大気の環境基準達成率	光化学オキシダ ントのみ未達成 (R3)	100% (R13)
公害事案(基準値越え)件数	0件 (R3)	0件 (R13)
危険空き家補助件数(累計)	22件 (R3)	72件 (R13)

#### 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、毎年度、 施策の取組状況や数値目標の進捗状況を取 りまとめ、公表します。また、鶴岡市環境 審議会に報告し、その意見、提言を受け、 PDCAサイクルにより継続的な改善を 図っていきます。

ただし、計画策定時に想定されなかった 新たな環境に関する課題や社会経済情勢の 大きな変化が生じた場合などは、計画期間 内であっても見直しを行います。



#### 持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用した計画の推進

本計画では、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の連鎖性及び相乗効果を重視しつつ、環境課題に対する施策の方向性を示し、総合的な解決の視点により取り組んでいきます。

#### 【SDGsとは】

2015(平成27)年9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030(令和 12)年を目標年として17 のゴールと169のターゲットを掲げています。

# SUSTAINABLE GOALS



SDGsで掲げる17のゴールと特に環境と関わりが深い6つのゴール

出典: 国連広報センター(市加筆)

## 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の課題

新型コロナウイルス感染症は、世界中に拡大し、人々の生命や生活を脅かし、社会経済活動の停滞や大幅な縮小を招いています。一方で、感染拡大に伴い人々の移動が制約される中、テレワークやオンライン授業、ウェブ会議等が急速に普及し、これまで取組みが遅れていたデジタル化の動きが加速しています。こうした社会のあり方や働き方、ライフスタイルの変化は、地方移住への関心を高めるなど、人々の行動や意識、価値観の変化をもたらしています。

本市においても、デジタル化や分散型社会への移行など社会の変化をチャンスと捉え、 社会経済の復興だけでなく、環境課題の解決にも市民・事業者・行政が連携・協力して 取組むことにより、地域の発展を推進していく必要があります。

# 鶴岡市環境基本計画(第1次)の評価

総合評価

人口減少等が要因と考えられるものを除き概ね達成している。しかしながら、第2次本計画では、現在の状況を踏まえ、より高い目標に向かい進めていく必要がある。

1 地球環境の保全	(温室効果	(温室効果ガス排出量など)					
基準(H22) 目標(R3	B) 現状(R3)	評価	取組み状況と今後の課題				
①市役所関係施設の温室効果ガス排出量 (単位:t-C02)			・庁舎窓への断熱フィルムの貼付、・事務室の昼休み消灯、グリーンカーテンの設置などの取組みを行っており、令和3年度には新ごみ焼却施設からの電力供給による「電力の地産地消」など、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる。(基準数値等は焼却・汚水処理等を除く。)				
(H16)41, 228. 10 35, 50	7.80 (R2) 36,712.90		・再生可能エネルギーの導入にあたっては、国の支援制度を有効に活用し導入に努める必要があ る。				
②環境マネジメントシステム認証取得事 業所数			・事業所へのアンケートによれば、認証制度には手間や費用が掛かり、取り組みにくいといった 意見がある。 ・認証を取得することによる事業者へのメリットの設定や、本市の実情にあった独自の制度を創				
11 事業所 15事	業所 9事業所		設するなど、地球環境問題への取り組みに事業者の参加を促す手法を検討する必要がある。				
2 持続可能な循環型社会の推進 (ごみの排出抑制/エネルギー消費量)							
①生活系ごみの年間排出量			・人口減少もあり、排出量全体は減少傾向にある。一人当たりのごみ排出量が国、県に比して多く、この削減が大きな課題となる。 ・市民アンケートによれば、環境に関心があり取り組みも行われている。今後も更にごみ減量に				
31, 487 t 26, 5	00 t 28,889 t		**				
②事業系ごみ年間排出量			ロ価をきせしていても。たい地に出て対めていくが高も。セフ				
12, 168 t 11,	500t 9,791 t		◎ ・目標を達成しているが、なお削減に努めていく必要がある。				
③リサイクル率 I		Δ					
L	90% 11.70%		ル市で把握できない数量も増えていることが要因と考えられる。				
④一世帯あたりのエネル			・市民アンケートによれば、環境には関心が高く、節電などの取り組みも行われてきている。 ・省エネ家電への切り替えや再生可能エネルギー設備の設置については、費用がかかることが進				
	0.00 (H29)1,455.90		まない理由となっている。				
3 人と自然の共生	3 人と自然の共生(森林/耕作地/清掃活動/天然記念物等)						
①利用間伐の割合(単位	ī:%)		・目標をほぼ達成しており、利用も進んでいる。				
15%	100% 98.00%						
②耕作放棄地面積			・目標を達成している。				
395ha 2	95ha 47.8ha	0					
③河川・海岸の清掃活動参加者			・少子高齢化や人口減少及びコロナの影響等により参加者が減少している。				
10,185 人 11,0	00人 7,075人	Δ					
④国、県、市指定天然記	念物	_ _	◎ ・目標を達成している。				
45件	45件 45件		日际と足成している。				
4 快適な生活環境	節の維持(公害)	/不法	投棄/空き家/景観)				
①汚染物質(11項目)			・大気5項目、河川3項目、地下水2項目、土壌1項目、計11項目を測定(県・市)実施。				
10項目達成 基準値内	10項目達成		○ ・光化学オキシダント(大気)を除き達成。(基準年においても同様)				
②道路騒音(達成率)			・ほぼ目標を達成している。				
98%	100% 99%		(5年間で32区間を順次測定。令和元年度7か所を計測し全て基準値内。)				
③不法投棄		_	・町中でのポイ捨ては減っているが、郊外地など人の目が届かないところでの投棄がある。				
66件 50件	以内 88件		・不法投棄については、警察・県と連携し投棄場所と原因者の把握を行い、撤去を求める。				
④空き家の苦情相談			・空き家が増加しており、比例して相談件数が目標を大きく上回っている。利活用など、不良空				
57件 45件	以内 259件		き家になる前の対策などを強化をする必要がある。				
5 環境・リサイク	ル教育の推進	(体験	学習/一斉清掃/環境フェアなど)				
①体験型環境教室・リサイクル教室参加			・目標を達成している。体験型教室などイベント型の事業は参加者が多いが、参加者の固定傾向				
者 228人 3	50人 (R1) 355人	_	に課題があることから、更に参加者が広がるよう、参加しやすい、参加したくなる仕掛けづくり が必要。				
②市民一斉清掃			・少子高齢化や人口減少の影響が考えられ、実態に合わせて工夫した取組が必要。				
9,225人 10,0	00人 7,428人		△ ・事業者アンケートによれば、清掃活動の参加への取組は地域とのつながりや企業イメージの向上に必要とある。広報等で事業者の取組みを紹介するなどの働きかけが有効。				
③環境フェア来場者数			・平成29年度の来場者は4,100人と目標を達成していたが、現状数値は直近の令和元年度。				
3,800人 4,000人 (R1)3,150人			今後はコロナ対策も含め実施方法の工夫が必要。 				